

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
 第4回下関市対策本部会議
 (下関市新型コロナウイルス感染症対策本部 第18回会議)
 要旨

令和2年5月12日(火)16:00~17:20
 唐戸保健センター多目的室

| | |
|-------|--|
| ◆項目等 | 1. 現在の発生状況等について 2. 市所管施設の再開方針（屋外施設）について |
| ◆開催理由 | 対応状況等について情報共有し、また、市所管施設の再開等について協議するもの。 |
| ◆内容 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1. 現在の発生状況等について</div> <ul style="list-style-type: none"> ・保健部長から説明 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">2. 市所管施設の再開方針（屋外施設）について</div> <ul style="list-style-type: none"> ・総合政策部長及び観光スポーツ文化部長から説明 <p>【議論要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆利用者が下関市在住かどうかの確認は、窓口で確認するに留め、身分証明を提示させるまではしない。 ◆下関市民のみの使用ということについては、他市の取扱いと歩調を合わせる必要があるとも考えられるが、5月末までの措置でもあり、線引きとしては妥当。 ◆大会等での利用であっても、施設利用者全員が下関市民であることが前提。 ◆下関市民に限るというメッセージが重要。 ◆国による緊急事態宣言解除を受けての措置とすることが望ましい。従って、次のようなスケジュールで進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・5月14日（木）緊急事態宣言解除（見込み） ・5月15日（金）対策本部会議開催/供用再開に係る協議 ・5月18日（月）予約システム再開、施設供用再開の準備 ・5月19日（火）施設供用再開の準備 ・5月20日（水）施設供用再開 ◆屋外施設及び屋内施設の一斉再開は無理で、段階的に行う必 |

要がある。

- ◆施設の供用再開を学校再開と同列に扱うことは不適當。
- ◆屋内、屋外を問わず、施設の供用再開を緊急事態宣言解除よりも前のタイミングで行うことは、国が5月4日に示した基本的対処方針に沿ったもので、違うものではないが、強行しない。
- ◆道の駅の供用再開は、3駅で足並みをそろえる。平日のみのオープンなどの対応も含めて次回会議で検討。
- ◆児童館は、未就園児の保護者の集う場としての必要性も認められるが、判断は次回会議で。
- ◆深坂自然の森キャンプ場は、屋外施設であるので、下関市民限定で供用再開可。同種施設のバランスで、豊田湖畔公園キャンプ場も同様の扱いとすべきなので、最終判断は次回会議で。
- ◆次回会議は、施設の供用再開を段階的にゆるめていく方向性で開催するものとし、再開の理由を整理して判断する場とする。

以上